



陳情書

1. 陳情趣旨

(1) 陳情の背景

私は、市政運営に関心を持ち野田市情報公開制度を利用し平成26年6月25日付けで行政文書の開示請求を行い同年7月7日付けの行政文書部分開示決定通知書（野教社第141号）で開示を受けました。

具体的には、野田市郷土博物館及び野田市市民会館の特定非営利活動法人野田文化広場を指定管理者とした施設管理の財務会計行為が適正に行われているかの調査を目的として、税法上規定される帳簿関係書類について一部開示を受けました。

ところが、開示を受けた文書の一部に①日付を加筆によって偽造された文書、②同偽造を行ったうえ本来請求文書とは目的を異にする文書をあたかも請求文書であるかのように偽って開示された文書（以下、合わせて「偽造文書等」という。）がありました。

本件について、同年7月9日に総務課大月課長並びに社会教育課伊藤課長に口頭で指摘し後日適正な文書の再開示を受けることができました。しかし、一旦は偽造文書等が何らかの意図を持って市民に開示されたことには違いがありません。

(2) 理由

野田市情報公開制度の運用の中でこのようなことが現実には発生したことは、全ての開示文書に対する信頼性を低下させるに留まらず、野田市情報公開制度自体をも崩壊させる極めて重大な事態であると考えられます。

2. 陳情項目

野田市情報公開制度の信頼回復と適正な運用が行われるよう再発防止策の策定と実施をしてください。

平成26年8月26日

(宛先) 野田市議会議長様

(陳情者)

住所： 千葉県野田市

氏名：

電話：